

## 競馬払戻金課税で高裁判決

昨年 2013 年 5 月に大阪地裁で、競馬の馬券を大量購入して得た利益を申告しなかったとして所得税法違反罪に問われた裁判の判決がありました。そして今年 5 月9日にも、大阪高裁で地検の控訴棄却となる判決がでました。争点は、①馬券の払戻金は一時所得か雑所得か、と②当たり馬券だけでなく外れ馬券も含めた年間の全購入金額を必要経費と認めるか、の 2 点でした。その概要をみますと、

競馬脱税裁判とは(2013年 5 月 新聞報道より)

大阪市の元会社員が 2007 年から 09 年の間、インターネットで 28 億 7000 万円の馬券を購入し、払戻金 30 億 1000 万円を得た。一般的なサラリーマンの場合、一時所得が年 90 万円を超えると申告義務が生じるが、元会社員はこれを怠ったとして大阪国税局が税務調査した。6 億 4000 万円の所得税が課され、検察は払戻金を申告せず 5 億 7000 万円を脱税したとして起訴した。平成 25 年 5 月 23 日の大阪地裁判決は所得税法違反は認めて、懲役2月・執行猶予2年(求刑懲役1年)を言い渡した。しかし、脱税額については「利益は外れたレースも含めて継続的に馬券を購入してきた結果によるもので、当たった馬券の購入代だけでなく、外れ馬券の代金も必要経費になる」という元会社員側の主張を認め、5200 万円に減額した。

被告の払戻金結果は驚くべき好成績だった。被告側が提出した資料によると、05~09 年の5年間で、約 35 億 986 万円の馬券を購入し、払戻金は約 36 億 6493 万円。差益は1億 5507 万円に上り、回収率は 104.4%を記録した。

国税庁通達(1970 年)では馬券の払戻金を、継続的な事業による利益とは異なる「一時所得」の一例として挙げています。所得税法 34 条は、一時所得を「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」としています。ちなみに宝くじの当せん金は法律で非課税とされています。宝くじは本来確定的な収益が見込めるものでなく、売り上げ確保のための政策的な配慮があるためです。競馬の払戻金も所得の性格としては宝くじに近いのですが、非課税とはされていません。政策的な是非は別として、現在の税制ではきちんと申告して納税しなければなりません。

しかしこの裁判の元会社員の手法は、一般常識を越えたものでした。独自の PC ソフトを使って網羅的、継続的に馬券を買い、高いリターンを追求したその手法は「たまたま当たってもうかった」というには程遠く、投資事業にも似た域に達していたのです。国税当局がよりどころとした通達の一時所得とは、実態は相当のギャップがありました。

中央競馬の馬券の払戻率(約 75%)と比較すると、この元会社員の 5 年間平均で 4.4%のプラスという成績は驚異的でした。払戻率とは、馬券購入というゲームの参加者全員の回収率。1人の参加者でも、購入を繰り返せば、自然とこの数字に近づいていくもので、長期的に回収率 90%を維持していれば相当な腕前とされるそうです。

「事業か娯楽か」の線引きが極めて重要なのは、外れ馬券に対する扱いが違うからです。事業として競馬に投資しているのならば、外れ馬券も必要経費となります。この判決は、買い方次第では営利目的の馬券購入は成り立つとし、外れを「費用」と認め、馬券で生活するプロの存在を認めたこととなります。

逆に、払戻金を一時所得と扱った国税当局の立場の背景には、馬券が宝くじと同じく、99.9%は外れるもので、買う側は「最初から捨てたつもりで買っている」という考え方があります。捨てたつもりだから当然、経費にならないし、当たりは偶然だから、当たり馬券の額だけが経費となるわけです。事実、馬券を買っている人の9割はトータルで損をし、まれにプラスを出した人も含めて所得申告している人は皆無に等しいのが実態でした。

大阪高裁(米山正明裁判長)は今年 5 月9日、外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金を経費と認定した昨年5月の一審・大阪地裁判決を支持し、検察側の控訴を棄却しました。しかし大阪高検は 5 月23日、外れ馬券も経費と認めた上で有罪とした大阪高裁判決を不服として、最高裁に上告しました。